

【案件② 参考】 令和6年度 男女共同参画推進計画 進捗報告（重点項目 一覧）

連番	基本方向	施策	施策内容	取組内容	所管	記入課	令和6年度実績	課題・評価	令和7年度実施計画
151	重点	重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進	男女共同参画に関する学習機会の提供	【再掲】 子育て世帯に対する学習機会の提供に重点をおいた取組を充実します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン	人権くらしの相談課 にんじんサロン	（人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・主催の講座やイベントでは、子育て世帯が参加したいと思うような講座を開催することを念頭に、内容や時間帯を検討しながら講座を実施するとともに、全ての講座において一時保育の必要性を検討・実施。また他課にも一時保育について周知し、他課の講座でも一時保育ボランティアを派遣するなど、子育て世代の参加をサポートした。 ・子どもを預けて親が自分時間を持つことを目的に実施しているリフレッシュタイムでは、パソコンの貸し出し・指導を行い、学習機会を提供した。 ・広報紙、ホームページに加え、フェイスブック・LINE等の市SNSを適宜利用しながら周知を行った。さらに、にんじんサロンのHPやLINEなどの各種SNSの活用を行うとともに、ホームページを開設し、にんじんサロンで開催する講座の周知に努めた。	（人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・一時保育ボランティアについては、ボランティア可能曜日に限りがあるため、シルバー人材センターも併せて活用することで、一時保育の充実を図り、一時保育付きの講座を実施していく。 ・講座のターゲットを意識した広報手法を適宜検討するとともに、引き続き子育て世帯が参加しやすい内容、時間帯等の工夫や検討が必要である。 ・より多くの人に講座等の周知を図るため、にんじんサロン公式LINE等の各種SNSの登録者数を増やす必要がある。	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・子育て世帯を対象とした講座等の企画・運営について、子育て世帯が興味を持つようなテーマの設定や日程・時間等を検討した上での開催に努める。 ・引き続き、人権くらしの相談課・にんじんサロン主催講座においての一時保育を必ず検討するとともに、他課に対しても一時保育ボランティアの周知・派遣を行う。 ・広報紙、ホームページ、SNS等、様々な広報媒体を利用しにんじんサロンの認知度向上及びLINE登録者数増加のため、周知を図る。
152	重点	重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進	男女共同参画に関する学習機会の提供	【再掲】 市が実施する男女共同参画に関する学習機会への参加を呼びかけます。	人権くらしの相談課 にんじんサロン 生涯学習課	人権くらしの相談課 にんじんサロン	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・主催の講座やイベントでは、子育て世帯が参加したいと思うような講座を開催することを念頭に、内容や時間帯を検討しながら講座を実施するとともに、全ての講座において一時保育の必要性を検討・実施。また他課にも一時保育について周知し、他課の講座でも一時保育ボランティアを派遣するなど、子育て世代の参加をサポートした。 ・子どもを預けて親が自分時間を持つことを目的に実施しているリフレッシュタイムでは、パソコンの貸し出し・指導を行い、学習機会を提供した。 ・広報紙、ホームページに加え、フェイスブック・LINE等の市SNSを適宜利用しながら周知を行った。さらに、にんじんサロンのHPやLINEなどの各種SNSの活用を行い、にんじんサロンで開催する講座の周知に努めた。	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・一時保育ボランティアについては、ボランティア可能曜日に限りがあるため、シルバー人材センターも併せて活用することで、一時保育の充実を図り、一時保育付きの講座を実施していく。 ・講座のターゲットを意識した広報手法を適宜検討するとともに、引き続き子育て世帯が参加しやすい内容、時間帯等の工夫や検討が必要である。 ・より多くの人に講座等の周知を図るため、にんじんサロン公式LINE等の各種SNSの登録者数を増やす必要がある。	（人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・子育て世帯を対象とした講座等の企画・運営について、子育て世帯が興味を持つようなテーマの設定や日程・時間等を検討した上での開催に努める。 ・引き続き、人権くらしの相談課・にんじんサロン主催講座においての一時保育を必ず検討するとともに、他課に対しても一時保育ボランティアの周知・派遣を行う。 ・広報紙、ホームページ、SNS等、様々な広報媒体を利用しにんじんサロンの認知度向上及びLINE登録者数増加のため、周知を図る。
153						生涯学習課	（生涯学習課） ・社会教育施設等で市が実施する男女共同参画に関するチラシの配架を行った。	（生涯学習課） ・情報を受け取る年代・層の固定化	（生涯学習課） ・幅広い年代に周知するため、SNSなどのツールと、ポスターやチラシなどの紙媒体を併用して情報発信を行う。
154	重点	重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進	だれもが学習機会を利用することができる環境づくり	【再掲】 子どもを持つ人が各種講座等に参加することができるよう、一時保育付きの講座等を充実させます。	人権くらしの相談課 講座等実施担当課	人権くらしの相談課	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・主催の講座やイベントでは、子育て世帯が参加したいと思うような講座を開催することを念頭に、内容や時間帯を検討しながら講座を実施するとともに、全ての講座において一時保育の必要性を検討・実施。また他課にも一時保育について周知し、他課の講座でも一時保育ボランティアを派遣するなど、子育て世代の参加をサポートした。 ・子どもを預けて親が自分時間を持つことを目的に実施しているリフレッシュタイムでは、パソコンの貸し出し・指導を行い、学習機会を提供した。 ・広報紙、ホームページに加え、フェイスブック・LINE等の市SNSを適宜利用しながら周知を行った。さらに、にんじんサロンのHPやLINEなどの各種SNSの活用を行い、にんじんサロンで開催する講座の周知に努めた。	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・一時保育ボランティアについては、ボランティア可能曜日に限りがあるため、シルバー人材センターも併せて活用することで、一時保育の充実を図り、一時保育付きの講座を実施していく。 ・講座のターゲットを意識した広報手法を適宜検討するとともに、引き続き子育て世帯が参加しやすい内容、時間帯等の工夫や検討が必要である。 ・より多くの人に講座等の周知を図るため、にんじんサロン公式LINE等の各種SNSの登録者数を増やす必要がある。	【再掲】 （人権くらしの相談課・にんじんサロン） ・子育て世帯を対象とした講座等の企画・運営について、子育て世帯が興味を持つようなテーマの設定や日程・時間等を検討した上での開催に努める。 ・引き続き、人権くらしの相談課・にんじんサロン主催講座においての一時保育を必ず検討するとともに、他課に対しても一時保育ボランティアの周知・派遣を行う。 ・広報紙、ホームページ、SNS等、様々な広報媒体を利用しにんじんサロンの認知度向上及びLINE登録者数増加のため、周知を図る。
156	重点	重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進	貧困の連鎖を断つための支援	【再掲】 生活に不安や悩みを抱えている家庭の子ども居場所づくりを推進します。	こども政策課(R4～) 子育て応援課(～R3) 福祉関係課 教育関係課	こども政策課 子育て応援課	（こども政策課） ・こどもの居場所づくりを実施する団体等への補助金交付や相談支援を行い、支援を必要とするこどもたちのための活動が安定的に継続できるよう後方支援に努めた。また、団体同士の情報共有を促進するため、連絡会を開催し、活動の工夫や課題を共有できる場を提供した。 ・市の広報媒体や学校を通じた案内など、支援を必要とするこどもに情報が届くよう周知を行った。 ・フードバンクプロジェクトの協力店舗が増え、こども食堂以外でも食事を提供できる環境づくりに繋がった。 （生涯学習課） ・放課後のこどもの居場所づくりを担う図書室開放事業を実施する団体等が5団体あり、うち4団体に対し補助金を交付した（1団体は小学校による直営事業実施のため辞退）。	（こども政策課） ・こどもの居場所づくりを行う団体等への補助金交付や、情報共有の機会を通じた後方支援は継続が必要であり、活動の安定化をさらに進めていく必要がある。 ・支援を必要とするこどもたちに、必要な情報が確実に届くよう、より効果的な周知方法を工夫する必要がある。 ・フードバンクプロジェクトの協力店舗は増えたものの、こどもたちが気軽に利用できる雰囲気づくりや、利用のきっかけとなる工夫が不足している。 （生涯学習課） ・図書室開放事業を実施する団体等に対して、補助金の交付を実施することにより、継続的な運営を支援する必要がある。	（こども政策課） ・こどもの居場所づくりを行う団体等への補助金交付や相談支援を引き続き実施し、連絡会などの交流機会を充実させることで、活動の安定化を促進する。 ・支援を必要とするこどもたちやその家庭に確実に情報が届くよう、周知方法を多様化・工夫する。 ・フードバンクプロジェクトについては、こどもたちが安心して利用できるよう、仕組みや利用方法をわかりやすく伝える動画を制作し、利用促進を図る。 （生涯学習課） ・引き続き、図書室開放事業を実施する団体等に対する相談や補助金の交付等の支援を実施する。

連番	基本方向	施策	施策内容	取組内容	所管	記入課	令和6年度実績	課題・評価	令和7年度実施計画
157	重点	重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進	男性に対する理解の促進	【再掲】 男性にとつての男女共同参画の意義についての理解を促進するための学習機会を提供します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン	人権くらしの相談課 にんじんサロン	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性の育児・家事参加を促すため、HPIにおける関連記事の掲載や、大阪府等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する講座について市民に周知した。 ・また、にんじんサロンにおける講座に、ダンス講座や話し方講座等、性別に関わりなく開催し、男性が参加しやすい講座づくりを行った。	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい内容や時間帯を工夫した講座の開催について、今後検討を進める。 ・子育て世代だけでなく、様々な年代の男性が参加しやすい内容・周知方法の検討が必要。	(人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい男女共同参画に関する講座の開催や、性別による固定的な役割分担意識の解消につながるような情報を適宜発信することで、啓発を実施する。
158	重点	重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進	男性に対する理解の促進	【再掲】 男性の子育てや家事などを支援する講座や教室などを、日程等に配慮して実施します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン 子育て応援課 生涯学習課 スポーツ青少年課	人権くらしの相談課 にんじんサロン	【再掲】 (人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性の育児・家事参加を促すため、HPIにおける関連記事の掲載や、大阪府等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する講座について市民に周知した。 ・また、にんじんサロンにおける講座に、ダンス講座や話し方講座等、性別に関わりなく開催し、男性が参加しやすい講座づくりを行った。	【再掲】 (人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい内容や時間帯を工夫した講座の開催について、今後検討を進める。 ・子育て世代だけでなく、様々な年代の男性が参加しやすい内容・周知方法の検討が必要。	【再掲】 (人権くらしの相談課・にんじんサロン) ・男性が参加しやすい男女共同参画に関する講座の開催や、性別による固定的な役割分担意識の解消につながるような情報を適宜発信することで、啓発を実施する。
159						子育て応援課	(子育て応援課) ・両親教室を参加しやすい日曜日に6回開催。延105名の父親が参加。	(子育て応援課) 講義や、妊婦体験、沐浴体験を通じて、男性の育児参加意欲醸成に寄与した。	(子育て応援課) ・講座を休日(土日)に年6回開催を継続。
160						生涯学習課	(生涯学習課) ・家庭教育支援事業として、親学習講座を計6回開催した。開催日においては、働いている保護者でも参加しやすいよう、土日・平日の両方を設けた。 ・少ない数ではあるが、男性の参加も見られた。	(生涯学習課) ・女性参加率に比べ、男性参加率が少ない。	(生涯学習課) 引き続き男女問わず参加しやすい日程設定を意識し開催する。
162	重点	重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進	男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ	【再掲】 家族等周囲から男性に対して参加を促してもらうよう協力を依頼します。	人権くらしの相談課 にんじんサロン	人権くらしの相談課 にんじんサロン	・にんじんサロン連絡会や講座の参加者を通じ、家族等に講座や研修等に参加を促すよう働きかけた。	・男女共同参画社会の実現には男女ともの理解が不可欠であるという認識の浸透と、周囲に発信できる人材育成が必要。 ・にんじんサロンの講座参加者や、公式LINE登録者には女性が多いことから、家族などの男性に対しても講座等への参加を促してもらう必要がある。	・周囲から男性へ働きかけてもらえるよう、男女共同参画社会の実現における男性の重要性を理解してもらいやすい講座や、周りに伝えたいと思ってもらえるような興味を引く講座等の企画・運営に努める。 ・にんじんサロン連絡会や講座参加者・LINE登録者を通じて男性への働きかけに努める。
163	重点	重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ	事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施	【再掲】 事業所を対象とした男女共同参画に関するセミナー等を実施します。	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課	・事業所に対して、女性活躍や育児・介護休暇促進セミナー等の周知を行うとともに、積極的な参加を促した。 ・「泉大津市事業所人権協議会新入社員(職員)人権問題研修会講演」及びビデオ研修「新・人権入門」と同日開催で、「男女共同参画について」の研修を実施し、新入社員をはじめとする参加者に男女共同参画について学ぶ機会を提供した。	・男女共同参画に関するセミナーについて、より積極的に情報を収集する必要がある。 ・事業所からの参加者が少ないのが課題。	・事業所に対して引き続き周知を行うとともに、セミナーの情報を積極的に収集するよう努める。 ・事業所が参加しやすい男女共同参画講座等の企画に努める。
164	重点	重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ	事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ	【再掲】 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課	(人権くらしの相談課) ・泉大津市事業所人権協議会を通じて提供した事業所向けの研修に、女性活躍推進法にかかる内容を盛り込んだ。 ・ホームページによる働きかけや、女性活躍推進法に係る内容の盛り込まれたチラシ等の配架を行った。	(人権くらしの相談課) ・事業所に対し、より効果的な働きかけを行うため、情報提供媒体や手法について検討する。 ・男女共同参画に関する取組を行うことについての重要性やメリットについて周知することで、各事業所の男女共同参画に対する意識の向上を図る必要がある。	(人権くらしの相談課) ・引き続き事業所に対し、事業主行動計画を策定するよう働きかけを行う。 ・労働者数が101人以上の事業所における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について更なる周知を行う。
165	重点	重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ	事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ	【再掲】 男女共同参画に関する取組を積極的に行う事業所を市広報などで紹介します。	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課	・男女共同参画に関する取組を積極的に行う泉大津市内の事業所を増やすために、ホームページ等で「えるほし」認定・「くるみん」認定の周知・啓発を行った。		・第4次計画策定に向け、市内事業所対象のアンケートについても実施を検討していることから、アンケートを通した啓発についても検討する。